

# 令和5年度税制改正大綱 主な改正項目のご案内

令和4年12月20日

神田税務会計事務所

公認会計士・税理士・行政書士 神田 泰斗

拝啓 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年12月16日に自由民主党及び公明党から「令和5年度税制改正大綱」(以下、「与党税制改正大綱」といいます。)が公表されましたので、その中の主な改正項目をまとめさせていただきました。皆様のご参考となれば幸いです。

なお、この資料は現段階での情報の提供を目的としており、今後国会に提出される法案等は、この資料の記載内容とは異なることも考えられます。予めご了承ください。

## 《目次》

インボイス制度に関する各種見直し

中小企業者等に対する各種優遇措置の適用期限の延長

電子取引の電子データ保存に関する見直し

NISAの拡充

暦年課税制度における生前贈与に関する見直し

相続時精算課税制度への非課税枠の導入

贈与税に関する非課税措置の延長

【補足①】防衛費財源確保を目的とした税制の見直し

【補足②】所有者不明土地解消に向けた各種法律の見直し

## インボイス制度に関する各種見直し

令和5年10月1日から適用開始となるインボイス制度(\*1)について、与党税制改正大綱では以下の見直しを加えることとなっております。

### 消費税の申告義務のない事業者が登録番号を取得した際の特例

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日が属する各事業年度等において、これまで消費税の申告義務の無かった事業者(\*2)がインボイス発行事業者として登録を行う場合又は課税事業者選択届出書を提出する場合には、納税額を売上に係る消費税の2割とすることができるようになります。当該特例に基づいて申告をする場合、消費税の申告書に適用を受ける旨を付記するだけで特例の適用が可能となります。

### 少額の仕入・経費等に係るインボイスの保存等の免除

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間(個人事業主であれば前年の1月から6月までの期間、法人であれば前事業年度の期首から6か月間)の課税売上高が5,000万円以下となる事業者については、令和5年10月1日から6年間、1万円未満の消費税が課税される仕入等について、インボイスの保存がなくても、帳簿への記帳のみで仕入税額控除を可能とする取扱いが加わっております。

### インボイス発行事業者になる場合の申請に関する見直し

免税事業者が、事業年度等の初日からインボイス発行事業者として登録を受けようとする場合の提出期限について、現行では事業年度等の初日の前日から起算して1か月前となっているものが、与党税制改正大綱では事業年度等の初日から起算して15日前までに緩和されています。

また、免税事業者が、経過措置を適用して令和5年10月1日より後(令和5年10月2日以降)にインボイス発行事業者の登録を受けようとする場合、その登録申請書に提出日から数えて15日目以降の日付を登録希望日として記載するができ、仮に実際の登録が登録希望日に間に合わない場合でも、当該登録希望日に登録を受けたものとして取り扱われます。

---

\*1 複数税率に対応した仕入税額控除(消費税の納税額の計算において、仕入等に係る消費税を売上等に係る消費税から差し引くこと)の新しい方式のこと。

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手から求められたときは、自身の登録番号等の一定の記載要件を満たしたインボイス(請求書・納品書等)を交付し、交付したインボイスの写しの保存が必要となります。また、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

\*2 原則として、基準期間(個人事業主であれば前々年、法人であれば前々事業年度)の消費税が課税される売上高(課税売上高)が1,000万円以下となる事業者が該当します。

申告義務のある事業者を「課税事業者」、申告義務の無い事業者を「免税事業者」といいます。

上記の見直しと共に、令和 5 年 10 月 1 日からインボイス発行事業者の登録を受けようとする場合には、現行では令和 5 年 3 月 31 日が申請期限となっており、当該申請期限後の申請を行う場合にはその登録申請書に「登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情」の記載が求められていました(この場合、困難の度合いは不問とされてきました。)。与党税制改正大綱では、運用上において当該箇所の記載が無い場合でも改めて記載を求めないとしています。

## 中小企業者等に対する各種優遇措置の適用期限の延長

与党税制改正大綱では令和 5 年 3 月 31 日に適用期限を迎える以下の取扱いについて、適用期限の延長を行うとしています。なお、一部の取扱いについては、適用条件等の見直しが行われます。

### 中小企業者等に対する軽減税率の適用期限の延長

中小企業者等の年 800 万円以下の所得に適用される法人税率の軽減税率(15%)の適用時期について、現行では令和 5 年 3 月 31 日までに開始する事業年度となっていました。この適用期限が 2 年間延長され、令和 7 年 3 月 31 日までに開始する事業年度となります。

### 中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の見直し及び適用期限の延長

青色申告書を提出する中小企業者等が設備投資を行った場合の優遇措置である中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の適用時期について、現行では令和 5 年 3 月 31 日までの間に事業の用に供した資産に適用できることとなっていました。この適用期限が 2 年間延長され、令和 7 年 3 月 31 日までの間に事業の用に供した資産に適用できることとなります。なお、この延長に際して、以下の資産が対象資産から除外されています。

- コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他に委託するもの
- 暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他に委託するもの

### 先端設備等導入計画に基づく固定資産税優遇措置の見直し及び適用期限の延長

中小企業者等が先端設備等導入計画に基づいて設備投資を行った場合の固定資産税の優遇措置について、現行では令和 5 年 3 月 31 日までの間に取得した資産に適用できることとなっていました。この適用期限が 2 年間延長され、令和 7 年 3 月 31 日までの間に取得した資産に適用できることとなります。なお、この延長に際して、以下の見直しが行われます。

- 投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に限る。

- 事業用家屋及び構築物は対象資産から除外する。
- 固定資産税の減免期間及び減免割合を3年間・50%として、一定要件を満たした場合には減免期間を4年間又は5年間とする。

## 電子取引の電子データ保存に関する見直し

令和4年に改正された電子帳簿保存法では、令和4年1月1日以降において、電子取引に係る電子データについては印刷した書面での保存を認めず、一定の保存要件を満たした上で電子データのままで保存することを求めていました。しかしながら、税務当局の事業者に対する周知の遅れと事業者における準備不足を背景として、令和4年度の税制改正において適用開始時期は実質的に令和6年1月1日以降になっていました。与党税制改正大綱では、令和6年1月1日以降において、電子取引の電子データ保存に関して以下の見直しを行うこととしています。

### 検索要件の緩和

電子取引の電子データ保存で求められる保存要件のうちの検索要件について、税務調査等の際にデータでのダウンロードに応じることができ、以下の両方に該当する場合は当該検索要件の具備は不要とされます。

- 判定期間(個人事業主であれば前々年、法人であれば前々事業年度)の売上が5,000万円以下の場合
- 出力書面が整然かつ明瞭な状態で、取引年月日や取引先ごとに整理されている場合

### 出力書面での保存について猶予措置

現行では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの期間について、税務署長がやむを得ない事情があると認め、税務調査等の際に整然かつ明瞭な状態で出力された書面の提示が可能であれば、書面での保存が認められていました。

令和6年1月1日以降は、税務署長が電子取引の電子データ保存への対応が出来ないことに相当の理由があると認め、税務調査等の際にデータでのダウンロードの求めにも応じることが出来るようにしておけば、電子帳簿保存の要件が充足されることとなります。

## NISA の拡充

現行の NISA(\*3)は、株式や投資信託が購入できる「一般 NISA」と投資対象を一定の投資信託に限定した「つみたて NISA」があり、いずれか一方を選択することになっています。いずれも期限付きの措置で、資産の購入額に上限が設けられています。

与党税制改正大綱では、現行の NISA を令和 5 年までとして、令和 6 年以降の NISA について、長期の積み立てを目的に投資信託だけを購入対象とする「つみたて投資枠」と、上場株式等を購入できる「成長投資枠」を設け、制度は恒久的なものとして、非課税で保有できる期間も無期限にするとしています。

	現行 NISA (～令和5年) ※1		改正 NISA (令和6年～)
	一般 NISA	つみたて NISA	
投資可能期間	2028 年まで	2042 年まで	恒久化
非課税保有期間	5 年間	20 年間	無期限化
年間の投資上限額	120 万円	40 万円	つみたて投資枠:120 万円 成長投資枠:240 万円
生涯非課税限度額	600 万円	800 万円	計 1,800 万円 ※2

※1 つみたて NISA か一般 NISA のいずれか一方しか選べない。

※2 このうち、成長投資枠は 1,200 万円以内とする。

年間の投資上限額については、つみたて投資枠が 120 万円、成長投資枠は 240 万円、合計で 360 万円とし、非課税で保有できる資産の限度額(生涯非課税限度額)は 2 つの枠の合計で最大 1,800 万円、成長投資枠はこのうち 1,200 万円以内に抑えることとしています。生涯非課税限度額は買付残高にて判定されることから、NISA 内の株式・投資信託等を売却した場合には生涯非課税限度額が復活し、再び投資を行うことができるようになります。

現行の一般 NISA・つみたて NISA で投資をしている場合でも、改正後の NISA は上限額まで利用することができます。例えば、現在の一般 NISA で上限の 600 万円の資産を保有している場合でも、これとは別に改正後の NISA で 1,800 万円まで非課税で保有することができます。

\*3 個人の資産運用を後押しするために作られた税制優遇制度のこと。購入した株式や投資信託などの売却益や配当金が一定の範囲内で非課税となります。

## 暦年課税制度における生前贈与に関する見直し

暦年課税制度(\*4)を前提とした場合、生前に贈与を受けた財産については毎年 110 万円までは贈与税がかかりません。ただし、被相続人等が相続人から受けた贈与のうち、相続人が亡くなった日から 3 年以内に受けた贈与については、死後に相続した財産と合算して相続税を納めることとなっています。

与党税制改正大綱では、現行の合算期間である 3 年を 7 年に延長するとしています。合算期間は令和 9 年以降の相続から随時延長がされ、令和 13 年に合算期間が 7 年となります。ただし、延長した 4 年間の贈与について総額 100 万円までは相続財産に加算しない取扱いとなります。

## 相続時精算課税制度への非課税枠の導入

贈与税の計算には暦年課税制度の他に相続時精算課税制度(\*5)があり、現行の当該制度では少額の贈与であっても毎年全てを申告しなければなりません。

与党税制改正大綱では、令和 6 年 1 月 1 日以降の相続時精算課税での申告について、毎年 110 万円までの贈与は非課税とし、毎年申告を不要とするとしています。加えて、贈与者が死亡した場合において、当該非課税とした 110 万円までの贈与は、相続財産に加算をしない取扱いとなります。

なお、今回の与党税制改正大綱によって改正となる上記 2 項目の内容は、相続対策として行う生前贈与及び暦年課税制度・相続時精算課税制度の選択に影響を及ぼします。現行では利用件数が少ない相続時精算課税制度の方が有利になるケースも想定されます。

## 贈与税に関する非課税措置の延長

贈与税に関する非課税措置について、与党税制改正大綱では適用期限の延長と内容の見直しを行うこととしています。

\*4 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与された財産の合計額に応じた課税方式のこと。

\*5 納税者の選択により贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度のこと。

贈与を受けたときには特別控除額 2,500 万円までは贈与税がかかりませんが、特別控除額を超えて贈与を受けた場合は、その超えた額に対して贈与税(税率は一律 20%)がかかります。

そして、その贈与者が亡くなったときは、相続時精算課税制度を適用して贈与を受けた財産額を相続財産の額に加算して相続税を計算し、既に納税した贈与税額は、その相続税額から控除されます。

相続時精算課税制度を選択した場合、暦年課税制度に戻ることはできません。

#### 教育資金の一括贈与に係る非課税措置

適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとして、以下の見直しが行われます。

- 契約終了時に残高が残っていた場合に課税される贈与税の税率は本則税率となります。
- 契約期間中に贈与者が死亡した場合で、贈与者の相続税の課税価格が5億円を超える場合には、受贈者の年齢に変わらず残高を相続財産に加算することになります。

#### 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置

適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとして、以下の見直しが行われます。

- 契約終了時に残高が残っていた場合に課税される贈与税の税率は本則税率となります。

## 【補足①】防衛費財源確保を目的とした税制の見直し

与党税制改正大綱では、防衛費の財源を確保するため、法人税及び復興特別所得税について来年度以降の税制改正において見直しを行うことが明記されています。

法人税については、法人税額を課税の対象として、その税率を4～4.5%とする新たな税を課すことを検討しています。ただし、法人税額が500万円を超えない法人には課税しないこととしています。

所得税については、所得税額を課税の対象として、その税率を1%とする新たな税を課すことを検討しています。同様に所得税額を対象として課されている復興特別所得税(2.1%)については、税率を1%引き下げるとともに、令和19年までとされている課税期間を延長するとしています。

## 【補足②】所有者不明土地解消に向けた各種法律の見直し

全国には、相続登記がされないこと等により不動産登記簿を確認しても所有者が直ちに判明しない土地や所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地(所有者不明土地)が数多くあり、このような所有者不明土地の発生防止と利用の円滑化を目的として、以下の制度改正が行われています。

#### 相続登記の申請の義務化(令和6年4月1日以降)

相続又は遺贈(遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲ること。)によって不動産を取得した相続人は、①遺産分割の話合いがまとまった場合には遺産分割が成立した日から3年以内に、②それ以外の場合にはその所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければならないこととされました。

### 相続土地国庫帰属制度の開始(令和5年4月27日以降)

相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、負担金を納めることで土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

基本的に相続・遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば申請が可能です。制度の開始前に土地を相続した方でも申請することができますが、売買等によって任意に土地を取得した方や法人は申請できません。また、土地が共有地である場合には、相続・遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請する必要があります。

通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については制度の対象外となっております。具体的には、建物・工作物のある土地、土壤汚染や埋設物がある土地、担保権設定のある土地等は対象とはなりません。

最終的に国の審査を経て、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金(10年分の土地管理費相当額)を納付する必要があります。

### 相続による土地の所有権移転登記に関する登録免許税の免税

これらに関連し、個人が行う令和7年3月31日までに行われた相続による土地の所有権移転登記に関する登録免許税のうち、土地の価額(固定資産税評価額)が100万円以下である場合には、登録免許税が課されません。本来は土地の価格に対して0.4%の税率がかかります。



## 参考リンク



自由民主党「令和5年度税制改正大綱(令和4年12月16日)」

[https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848\\_1.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848_1.pdf)



国税庁「適格請求書等保存方式の概要 –インボイス制度の理解のために–」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>



法務省「所有者不明土地の解消に関するパンフレット(2022.9版)」

<https://www.moj.go.jp/content/001372210.pdf>

この資料内に記載のない改正事項も含め、与党税制改正大綱の内容、現行の税制、当該改正の影響等に係るご質問等がございましたら、以下の連絡先へご連絡ください。

今後とも変わらずお引き立てのほど、よろしくお願い致します。

<連絡先>

〒383-0042 長野県中野市大字西条 1064 番地

神田税務会計事務所 公認会計士・税理士・行政書士 神田 泰斗